

規則第1号
2022年6月29日改正

カワセコンピュータサプライ株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、カワセコンピュータサプライ株式会社と称し、英文では、
KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO, LTD. と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷及び紙加工品製造販売
2. 情報処理サービス業
3. 事務機器及び関連品販売
4. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守コンサルティング及び販売
5. 各種イベントの企画、運営並びに広告業
6. 通信販売業
7. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理並びに再生品販売
8. 倉庫業
9. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 20,640,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数および単元未満株式についての権利)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

②当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 8 条 (株式取扱規則)

当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

第 3 章 株 主 総 会

第 10 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第 11 条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

②前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 12 条（招集及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 13 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条（決議）

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

②会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第 15 条（議決権の代理行使）

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権行使することができる。

②前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条（議事録）

株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所なら

びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条 (員数)

当会社の監査等委員会でない取締役は、10名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第 18 条 (選任)

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②前項の選任決議については、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③1項の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 19 条 (任期)

当会社の監査等委員会でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条 (取締役の解任)

取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

②当会社は、取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役会の招集及び議長)

当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 23 条 (取締役会の招集)

当会社の取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 (取締役会の決議)

当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、法務省令で定めるところによりこれを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 26 条

(取締役会規則)

当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条 (取締役の報酬等)

当会社の取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 28 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423

条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 29 条（取締役への業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条（監査等委員会の招集）

当会社の監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。

ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 33 条（議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、法務省令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 34 条（監査等委員会規則）

当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほ

か、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

第 35 条 (会計監査人の選任)

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 36 条 (会計監査人の任期)

当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

第 37 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 38 条 (会計監査人の責任免除)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,600 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

第 39 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 40 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 41 条 (剰余金の配当の基準)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（除斥期間）

当会社の剰余金の配当金（中間配当金を含む）は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

②未払の配当金については、利息をつけないものとする。

附 則

第 1 条

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第 2 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第 13 条の新設及びそれに伴う条数の繰り下げは、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日にこれを削除する。

第 3 条

定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2022 年 8 月 22 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力日経過後、これを削除する。